

223 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験施行期

日変更及監督条規試問手續の件通報案

〔明治二十年十月十四日〕

委員長

書記

按

(欄外注記1) 優等生試験之義来十九日より施行候旨昨日及御通知被置候処都合ニより来廿四日ト相改候間受験生エ通達方可然御取計有之度且又試問手續別紙之通相定候条此段及御通知候也

明治廿年十月十四日

(欄外注記2)

監督条規試問手續

一 試験ハ十月(抹消)〔十九日〕(朱書)〔廿四日〕ヨリ凡一週間帝国大学樓

上ニ於テ施行ス

一 試験科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理トス

一 試験ハ委員及司法省官吏列席ノ上之ヲ行フ

一 試験ハ口頭試問ニヨル

一 試験評点ハ列席員一同ノ評議ニヨリ之ヲ定ム但シ受験生カ

従来各学校ニ於テ得タル試験成績ヲ参酌スルハ勿論タルベシ

一 受験生ハ零時三十分迄ニ帝国大学ニ出頭スベシ

一 受験生ハ第一号室ニ参集シ当日ノ試験ヲ了ルノ後ハ直ニ退

出スベシ

一 試験ヲ了リタル者ハ其当日再ヒ第一号室ニ入り又ハ未タ試験ヲ受ケサル者ト交話スルヲ許サス

一 受験生ハ諸事試験掛員ノ指揮ヲ遵守スベシ

監督条規試問手續

一 試験ハ十月廿四日より凡一週間帝国大学楼上ニ於テ施行ス

一 試験科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理トス

一 試験ハ〔委員及司法省官吏〕^(抹消) 司法官及委員列席之上之ヲ行

フ

一 試験ハ口頭試問ニヨル

一 試験評点ハ列席員一同ノ評議ニヨリ之ヲ定ム但受験生カ從來各学校ニ於テ得タル試験成績ヲ参酌スルハ勿論タルベシ

一 受験生ハ〔^(抹消)零時三十分〕午前八時迄ニ帝国大学ニ出頭スベシ

一 受験生ハ第一号室ニ参集シ当日ノ試験ヲ了リタルノ後ハ直ニ退出スベシ

一 試験ヨ了リタル者ハ其当日再ヒ第一号室ニ入り又ハ未タ試験ヲ受ケザル者ト交話スルヲ許サズ

一 受験生ハ諸事試験掛員ノ指揮ヲ遵守スベシ

〔欄外注記〕

〔十月十五日送達済〕

〔欄外注記？〕

〔富井教授 別ニ異存ナシ唯第八条ノ施行ヲ嚴重ニセンコトヲ望ム木

下教授植村助教 木下植村両氏御意見無之旨口頭ニテ申出ラル

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、^(註)